

光明荘訪問看護ステーション料金一覧表

●介護保険料金（1割負担）

【看護師による訪問看護の場合】

※要介護

看護師による訪問看護の場合	時間帯	サービス提供時間								
			20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	昼間	利用料金	10割	3,271	円	4,907	円	8,575	円	11,753
保険給付(9割)			2,943	円	4,416	円	7,717	円	10,577	円
個人負担(1割)			328	円	491	円	858	円	1,176	円
早朝 夜間	利用料金	10割	4,095	円	6,137	円	10,722	円	14,692	円
		保険給付(9割)	3,685	円	5,523	円	9,649	円	13,222	円
		個人負担(1割)	410	円	614	円	1,073	円	1,470	円
深夜	利用料金	10割	4,907	円	7,366	円	12,868	円	17,630	円
		保険給付(9割)	4,416	円	6,629	円	11,581	円	15,867	円
		個人負担(1割)	491	円	737	円	1,287	円	1,763	円

※要支援

看護師による訪問看護の場合	時間帯	サービス提供時間								
			20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	昼間	利用料金	10割	3,157	円	4,699	円	8,273	円	11,357
保険給付(9割)			2,841	円	4,229	円	7,445	円	10,221	円
個人負担(1割)			316	円	470	円	828	円	1,136	円
早朝 夜間	利用料金	10割	3,949	円	5,876	円	10,347	円	14,202	円
		保険給付(9割)	3,554	円	5,288	円	9,312	円	12,781	円
		個人負担(1割)	395	円	588	円	1,035	円	1,421	円
深夜	利用料金	10割	4,741	円	7,054	円	12,410	円	17,036	円
		保険給付(9割)	4,266	円	6,348	円	11,169	円	15,332	円
		個人負担(1割)	475	円	706	円	1,241	円	1,704	円

※准看護師が訪問した場合は、基本単位数に 90/100 を乗じた金額となります。

●介護保険料金（1割負担）

【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護の場合】

※要介護

	時間帯	回数/日 1回20分以上							
			1回/日		2回/日		3回/日		
言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合	昼間	利用料金	10割	3,063	円	6,126	円	8,283	円
			保険給付(9割)	2,756	円	5,513	円	7,454	円
			個人負担(1割)	307	円	613	円	829	円
	早朝 夜間	利用料金	10割	3,834	円	7,658	円	10,357	円
			保険給付(9割)	3,450	円	6,892	円	9,321	円
			個人負担(1割)	384	円	766	円	1,036	円
	深夜	利用料金	10割	4,595	円	9,190	円	12,431	円
			保険給付(9割)	4,135	円	8,271	円	11,187	円
			個人負担(1割)	460	円	919	円	1,244	円

※要支援

	時間帯	サービス提供時間							
			1回/日		2回/日		3回/日		
言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合	昼間	利用料金	10割	2,959	円	5,918	円	4,438	円
			保険給付(9割)	2,663	円	5,326	円	3,994	円
			個人負担(1割)	296	円	592	円	444	円
	早朝 夜間	利用料金	10割	3,699	円	7,398	円	5,553	円
			保険給付(9割)	3,329	円	6,658	円	4,997	円
			個人負担(1割)	370	円	740	円	556	円
	深夜	利用料金	10割	4,438	円	6,658	円	6,658	円
			保険給付(9割)	3,994	円	5,992	円	5,992	円
			個人負担(1割)	444	円	666	円	666	円

※早朝・夜間に訪問した場合は、基本単位数に 125/100 を乗じた金額となります。

※深夜に訪問した場合は、基本単位数に 150/100 を乗じた金額となります。

光明荘訪問看護ステーション料金一覧表

●介護保険料金（2割負担）

【看護師による訪問看護の場合】

※要介護

看護師による訪問看護の場合	時間帯	サービス提供時間								
			20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	昼間	利用料金	10割	3,271	円	4,907	円	8,575	円	11,753
保険給付(8割)			2,616	円	3,925	円	6,860	円	9,402	円
個人負担(2割)			655	円	982	円	1,715	円	2,351	円
早朝 夜間	利用料金	10割	4,095	円	6,137	円	10,722	円	14,692	円
		保険給付(8割)	3,276	円	4,909	円	8,577	円	11,753	円
		個人負担(2割)	819	円	1,228	円	2,145	円	2,939	円
深夜	利用料金	10割	4,907	円	7,366	円	12,868	円	17,630	円
		保険給付(8割)	3,925	円	5,892	円	10,294	円	14,104	円
		個人負担(2割)	982	円	1,474	円	2,574	円	3,526	円

※要支援者

看護師による訪問看護の場合	時間帯	回数/日 1回20分以上								
			20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	昼間	利用料金	10割	3,157	円	4,699	円	8,273	円	11,357
保険給付(8割)			2,525	円	3,759	円	6,618	円	9,085	円
個人負担(2割)			632	円	940	円	1,655	円	2,272	円
早朝 夜間	利用料金	10割	3,949	円	5,876	円	10,347	円	14,202	円
		保険給付(8割)	3,159	円	4,700	円	8,277	円	11,361	円
		個人負担(2割)	790	円	1,176	円	2,070	円	2,841	円
深夜	利用料金	10割	4,741	円	7,054	円	12,410	円	17,036	円
		保険給付(8割)	3,792	円	5,643	円	9,928	円	13,628	円
		個人負担(2割)	949	円	1,411	円	2,482	円	3,408	円

※准看護師が訪問した場合は、基本単位数の90/100となります。

●介護保険料金（2割負担）

【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護の場合】

※要介護

言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合	時間帯	サービス提供時間						
				1回/日		2回/日		3回/日
	昼間	利用料金	10割	3,063	円	6,126	円	8,283
保険給付(8割)			2,450	円	4,900	円	6,626	円
個人負担(2割)			613	円	1,226	円	2,485	円
早朝 夜間	利用料金	10割	3,834	円	7,658	円	10,357	円
		保険給付(8割)	3,067	円	6,126	円	8,285	円
		個人負担(2割)	767	円	1,532	円	2,072	円
深夜	利用料金	10割	4,595	円	9,190	円	12,431	円
		保険給付(8割)	3,676	円	7,352	円	9,944	円
		個人負担(2割)	919	円	1,838	円	2,487	円

※要支援者

言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合	時間帯	サービス提供時間						
				1回/日		2回/日		3回/日
	昼間	利用料金	10割	2,959	円	5,918	円	4,438
保険給付(9割)			2,367	円	4,734	円	3,550	円
個人負担(1割)			592	円	1,184	円	888	円
早朝 夜間	利用料金	10割	3,699	円	7,398	円	5,553	円
		保険給付(9割)	2,959	円	5,918	円	4,442	円
		個人負担(1割)	740	円	1,480	円	1,111	円
深夜	利用料金	10割	4,438	円	6,658	円	6,658	円
		保険給付(9割)	3,550	円	5,326	円	5,326	円
		個人負担(1割)	888	円	1,332	円	1,332	円

※早朝・夜間に訪問した場合は、基本単位数に 125/100 を乗じた金額となります。

※深夜に訪問した場合は、基本単位数に 150/100 を乗じた金額となります。

光明荘訪問看護ステーション料金一覧表

●介護保険料金（3割負担）

※要介護者

看護師による訪問看護の場合	時間帯	サービス提供時間								
			20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	昼間	利用料金	10割	3,271	円	4,907	円	8,575	円	11,753
保険給付(7割)			2,289	円	3,434	円	6,002	円	8,227	円
個人負担(3割)			982	円	1,473	円	2,573	円	3,526	円
早朝 夜間	利用料金	10割	4,095	円	6,137	円	10,722	円	14,692	円
		保険給付(7割)	2,866	円	4,295	円	7,505	円	10,284	円
		個人負担(3割)	1,229	円	1,842	円	3,217	円	4,408	円
深夜	利用料金	10割	4,907	円	7,366	円	12,868	円	17,630	円
		保険給付(7割)	3,434	円	5,156	円	9,007	円	12,341	円
		個人負担(3割)	1,473	円	2,210	円	3,861	円	5,289	円

※要支援者

看護師による訪問看護の場合	時間帯	サービス提供時間								
			20分未満		30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満	
	昼間	利用料金	10割	3,157	円	4,699	円	8,273	円	11,357
保険給付(7割)			2,209	円	3,289	円	5,791	円	7,949	円
個人負担(3割)			948	円	1,410	円	2,482	円	3,408	円
早朝 夜間	利用料金	10割	3,949	円	5,876	円	10,347	円	14,202	円
		保険給付(7割)	2,764	円	4,113	円	7,242	円	9,941	円
		個人負担(3割)	1,185	円	1,763	円	3,105	円	4,261	円
深夜	利用料金	10割	4,741	円	7,054	円	12,410	円	17,036	円
		保険給付(7割)	3,318	円	4,937	円	8,687	円	11,925	円
		個人負担(3割)	1,423	円	2,117	円	3,723	円	5,111	円

※准看護師が訪問した場合は、基本単位数の90/100となります。

●介護保険料金（3割負担）

【理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による訪問看護の場合】

※要介護

	時間帯	サービス提供時間							
			1回/日		2回/日		3回/日		
言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合	昼間	利用料金	10割	3,063	円	6,126	円	8,283	円
			保険給付(7割)	2,144	円	4,288	円	5,798	円
			個人負担(3割)	919	円	1,838	円	2,485	円
	早朝 夜間	利用料金	10割	3,834	円	7,658	円	10,357	円
			保険給付(7割)	2,683	円	5,360	円	7,249	円
			個人負担(3割)	1,151	円	2,298	円	3,108	円
	深夜	利用料金	10割	4,595	円	9,190	円	12,431	円
			保険給付(7割)	3,216	円	6,433	円	8,701	円
			個人負担(3割)	1,379	円	2,757	円	3,730	円

※要支援

	時間帯	回数/日 1回20分以上							
			1回/日		2回/日		3回/日		
言語聴覚士・理学療法士・作業療法士による訪問看護の場合	昼間	利用料金	10割	2,959	円	5,918	円	4,438	円
			保険給付(7割)	2,071	円	4,142	円	3,106	円
			個人負担(3割)	888	円	1,776	円	1,332	円
	早朝 夜間	利用料金	10割	3,699	円	7,398	円	5,553	円
			保険給付(7割)	2,589	円	5,178	円	3,887	円
			個人負担(3割)	1,110	円	2,220	円	1,666	円
	深夜	利用料金	10割	4,438	円	6,658	円	6,658	円
			保険給付(7割)	3,106	円	4,660	円	4,660	円
			個人負担(3割)	1,332	円	1,998	円	1,998	円

※早朝・夜間に訪問した場合は、基本単位数に 125/100 を乗じた金額となります。

※深夜に訪問した場合は、基本単位数に 150/100 を乗じた金額となります。

○指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

介護度区分	資格区分	利用料	負担額(1割)	負担額(2割)	負担額(3割)
定期巡回随時訪問介護看護 (要介護1~4)	看護師による場合	30,853	3,086	6,171	9,256
定期巡回随時訪問介護看護 (要介護5)	看護師による場合	39,189	3,919	7,838	11,757
減算時の日割り額	看護師による場合	1,010	101	202	303

※主治医により特別指示書が発行され医療保険の訪問看護を行った場合、特別指示書の期間の日数分減額されます。

※准看護師が訪問した場合は、基本単位数の98/100となります。

●介護保険 加算

介護度による区分なし	加算項目	加算額		個人負担額				算定回数等
		10割負担	1割負担	1割負担	2割負担	3割負担		
	初回加算Ⅰ	3,647 円	365 円	365 円	730 円	1,095 円	初回のみ	
	初回加算Ⅱ	3,126 円	313 円	313 円	626 円	938 円	初回のみ	
	緊急時訪問看護加算Ⅱ	5,981 円	599 円	599 円	1,197 円	1,795 円	1月に1回	
	退院時共同指導加算	6,252 円	626 円	626 円	1,251 円	1,876 円	適応時	
	特別管理加算(Ⅰ)	5,210 円	521 円	521 円	1,042 円	1,563 円	1月に1回	
	特別管理加算(Ⅱ)	2,605 円	261 円	261 円	521 円	782 円	1月に1回	
	ターミナルケア加算	26,050 円	2,605 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円	死亡月に1回	
	複数名訪問看護加算 (Ⅰ)30分未満	2,646 円	265 円	265 円	530 円	794 円	1回当たり	
	複数名訪問加算 (Ⅰ)30分以上	4,188 円	419 円	419 円	838 円	1,257 円	1回当たり	
	複数名訪問加算 (Ⅱ)30分未満	2,094 円	210 円	210 円	419 円	629 円	1回当たり	
	複数名訪問加算 (Ⅱ)30分以上	3,303 円	331 円	331 円	661 円	991 円	1回当たり	
	長時間訪問加算	3,126 円	313 円	313 円	626 円	938 円	1回当たり	
	訪問看護サービス提供 体制強化加算Ⅱ	31 円	4 円	4 円	7 円	10 円	1回当たり	

光明荘訪問看護ステーション料金一覧表

●医療保険

令和6年6月1日

訪問看護療養費にかかる指定訪問看護の費用の額（1）				
基本部分	訪問看護基本療養費（Ⅰ） （イ）保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合（ハを除く） （ハ）悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケアまたは褥瘡ケア又は人工肛門及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（管理療養費なし）		週3日目まで 週4日目以降	¥5,550 ¥6,550 ¥12,850
	訪問看護基本療養費（Ⅱ） 同一建物居住者で同一日3人以上への訪問 （イ）保健師・助産師・看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による場合（ハを除く） （ハ）悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケアまたは褥瘡ケア又は人工肛門及び人口膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（管理療養費なし）		週3日目まで 週4日目以降	¥2,780 ¥3,280 ¥12,850
	訪問看護基本療養費（Ⅲ） 外泊中の訪問看護			¥8,500
	訪問看護管理療養費（※月13回以上の訪問看護を行っている場合にも算定可能）			
	1	イ 機能強化型訪問看護療養費1	（月の初日にいず れか1つを算定）	¥13,230
ロ 機能強化型訪問看護療養費2		¥10,030		
ハ 機能強化型訪問看護療養費3		¥8,700		
上記以外の場合		¥7,670		
2	月の2日目以降の訪問の場合（1日につき）		1	¥3,000
			2	¥2,500

訪問看護療養費にかかる指定訪問看護の費用の額（2）				
加算	難病等複数回訪問加算		1日に2回 1日に3回	¥4,500 ¥8,000
	特別地域訪問看護加算			（基本療養費）の50%
	緊急訪問看護加算（訪問看護計画に基づいて定期的に行う指定訪問看護以外であって、利用者又はその家族等の緊急の求めに応じて主治医（診療所又は在宅療養支援病院の保険医に限る）の指示により連携する訪問看護ステーションの看護師が訪問看護を行った場合。なお、主治医が所属する診療所が他の保険医療機関と連携して24時間往診体制及び連絡体制を構築している場合、主治医が対応していない夜間等においては、連携先の医療機関の医師の指示により緊急に指定訪問看護を実施した場合においても算定できる。）		1日1回のみ	¥2,650
			1日1回のみ 月15回以上の場合	¥2,000
	長時間訪問看護加算（厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対する長時間の訪問看護） （15歳未満の小児であって特殊診療所の施設基準等別表第八に掲げる者は週3日まで）		週1日まで	¥5,200
	乳幼児加算（ハは除く）（6歳未満の乳幼児）		1	¥1,800
			2	¥1,300
	複数名訪問看護加算（ハは除く）※厚生労働大臣が定める疾患については回数制限なし			
イ：指定訪問看護を行う看護職員が他の保健師、助産師、看護師、PT、OT又はSTと同時に指定訪問看護を行う場合		週1日を限度	¥4,500	
ロ：指定訪問看護を行う看護職員が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行う場合		週1日を限度	¥3,800	
ハ：指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合 （別に厚生労働大臣が定める場合を除く）		週3日を限度 （1）1日1回	¥3,000 ¥3,000	
二：指定訪問看護を行う看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合 （別に厚生労働大臣が定める場合に限る）		（2）1日2回 （3）1日3回以上	¥6,000 ¥10,000	

●医療保険

加 算	夜間・早朝訪問看護加算（夜間：午後6時～午後10時までの）（早朝：午前6時～午前8時まで）	¥2,100
	深夜訪問看護加算（深夜：午後10時～翌6時まで）	¥4,200
	24時間対応体制加算 利用者又はその家族等に対して窓外基準により24時間の対応体制又は連絡体制にある場合（訪問看護を受けようとする者の同意を得た場合に限り）には次にあげる額のいずれかを所定額に1月につき加算する	¥6,520
	特別管理加算（1月につき） イ：厚生労働大臣が定める疾患等の利用者及び別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者 ロ：その他	¥5,000 ¥2,500
	退院時共同指導加算 （退院または退所につき1回に限り）※准看護師は除く ※厚生労働大臣が定める疾病等の利用者および別に厚生労働大臣が定める状態等にある利用者については当該退院または退所につき2回限り加算できる	¥8,000
	特別管理指導加算	¥2,000
	退院支援指導加算※准看護師は除く 別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合に保険医療機関から退院するにあたって、訪問看護STの看護師等（准看護師除く）が退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行った場合、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた日に算定。 但し退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われる前に死亡または再入院した場合には、死亡日又は再入院することとなったときに算定する	¥6,000
	在宅患者連携指導加算（月1回限り）※准看護師は除く 利用者と同意を得て訪問診療を実施している保険医療機関を含め歯科訪問診療を実施している保険医療機関または訪問薬剤管理指導を実施している保険薬局と文書により情報共有を行うと共に共有された情報を踏まえて療養上の必要な指導を行った場合（月1回に限り加算）	¥3,000
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月2回限り）※准看護師は除く 在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものの状態の急変に伴い、当該利用者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医の求めにより、診療棟を行う医療関係職種等が一堂に会しカンファレンスを行い、療養上の必要な指導を行った時に算定できる	¥2,000
	看護・介護職員連携強化加算（月1回） 口腔内の喀痰吸引、鼻腔内の喀痰吸引、気管カニューレ内部の各喀痰吸引、胃瘻又は腸瘻による経管栄養又は経鼻経管栄養を必要とする利用者に対して、訪問看護ステーションの看護職員が喀痰吸引等を行う介護職員等に対し、利用者の病態の変化に応じて、医師の指示の下支援・連携した場合	¥2,500
	訪問看護情報提供療養費1（月1回） 別に厚生労働大臣が定める疾病など利用者について、市町村及び都道府県に対して保険福祉サービスに必要な情報を提供した場合	¥1,500
	訪問看護情報提供療養費2（月1回） 別に厚生労働大臣が定める疾病など利用者について、小児が通う学校へ医療的ケアの情報を提供した場合	¥1,500
	訪問看護情報提供療養費3（月1回） 医療機関等、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所する利用者について診療状況を示す文書を添えて紹介を行うにあたって情報を提供した場合	¥1,500
訪問看護ターミナルケア療養費1（1回） 在宅で死亡した者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対してその主治医の指示によりその死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上在宅患者訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアにかかる支援体制について利用者及び家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	¥25,000	
訪問看護ターミナルケア療養費2（1回） 特別養護老人ホームで死亡した者で看取り介護加算等を算定している者（ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した者を含む）に対してその主治医の指示によりその死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上在宅患者へ訪問看護を実施し、かつ訪問看護におけるターミナルケアにかかる支援体制について利用者およびその家族等に対して説明した上でターミナルケアにかかる支援体制について利用者およびその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合	¥10,000	